

沿岸広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月1日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 路線名 重茂半島線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 宮古市重茂第22地割43番1地先から第21地割28番1地先まで
  - (2) 宮古市重茂第21地割8番5地先内
  - (3) 宮古市重茂第16地割16番2地先から第14地割63番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで